

## 18 陳情第 4 6 号

1 8 陳 情 第 4 6 号	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例 の第 8 条の文言の変更に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 1 8 年 9 月 6 日受理、平成 1 8 年 9 月 2 0 日付託
陳 情 者	東京都新宿区住吉町 _____ _____
<p>( 要 旨 )</p> <p>第 8 条「区民等は、路上喫煙を行ってはならない。」という表現は、曖昧である。他の区、他の地域へ行っても路上喫煙を行ってはならないとも解釈できる。この条文の改正を要求するものである。</p> <p>( 理 由 )</p> <p>要旨に書いたように曖昧な文言を、たとえば、「区民と新宿区に来訪した者は新宿区内では、路上喫煙を行ってはならない。」というように改正してもらいたい。</p>	